

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和5年8月4日から同年12月4日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び山口市商工振興部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和5年8月4日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 クスリ岩崎チェーン山口北店

所在地 山口市桜島二丁目2310

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
生活協同組合コープやまぐち	山口市小郡上郷10901の21	山崎 和博

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社岩崎宏健堂 午前9時30分	午前9時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時00分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後9時30分まで

4 届出年月日

令和5年7月21日

5 変更年月日

令和5年7月22日